

函館市火災予防条例の一部改正（案）の背景・内容等

1 改正の背景

消防法では、消防機関が消防法令違反のある防火対象物に対して改善命令を行った場合に、命令内容等を公示することが定められていますが、公示に至るまでの間、防火対象物の危険性に関する情報が、利用者等に提供されない状況にあります。

このことから、防火対象物の重大な消防法令違反に関する内容を利用者等に公表することにより、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を図ることを目的として、函館市では、違反對象物に係る公表制度の導入に向け、函館市火災予防条例の一部を改正するものです。

2 改正案の内容

主な改正事項は、次のとおりです。

- (1) 消防長は、防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令または函館市火災予防条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができること。
- (2) 消防長は、(1)の公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知すること。
- (3) (1)の公表の対象となる防火対象物および違反の内容ならびに公表の手続は、函館市火災予防規則で定めること。

※ 函館市火災予防規則で定める事項は、概ね次のとおりとしています。

- 1 公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項および(16の3)項に掲げる防火対象物で、消防法令または函館市火災予防条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものであること。
- 2 違反の内容は、前1の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が設置されていないものであること。
- 3 公表は、立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日（公表予定日）において、なお、当該立入検査の結果と同じ違反内容が認められたとき、違反是正が確認できるまでの間、インターネットを利用して閲覧に供する方法で公表すること。
- 4 公表する事項は、防火対象物の名称および所在地、違反の内容ならびに消防長が必要と認める事項であること。

3 施行日

平成30年4月1日の施行を予定しています。